第十八条の七第二項	前三条	第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五
第十八条の九	第十八条の六第二項第二号	第十八条の二十四第二項第二号
第十八条の十及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習の	登録経理講習の
第十八条の十第六号	登録基幹技能者講習委員	登録経理講習委員
第十八条の十第七号及び第八号	登録基幹技能者講習試験	登録経理講習試験
第十八条の十第九号及び第十八条の十六第一項第四号	登録基幹技能者講習修了証	登録経理講習修了証
第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習を	登録経理講習を
第十八条の十三	登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項	登録経理講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の十四	第十八条の八	第十八条の二十五
第十八条の十六第一項	登録基幹技能者講習に	登録経理講習に

（経営状況分析申請書の記載事項及び様式）

第十九条の三　（略）

2　経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。

（経営状況分析申請書の添付書類）

第十九条の四　法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社（金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

二・三　（略）

四　建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

五　（略）

2　（略）

（経営状況分析申請書の記載事項及び様式）

第十九条の三　（略）

2　経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の八によるものとする。

（経営状況分析申請書の添付書類）

第十九条の四　法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

二・三　（略）

四　建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の九による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

五　（略）

2　（略）